

内灘町危険ブロック塀の除却に関する補助金制度

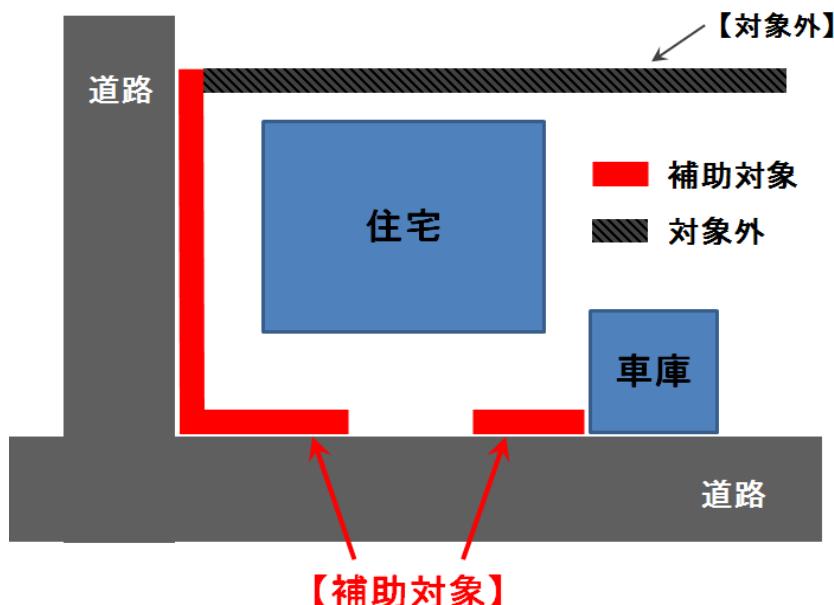
◆補助対象となる危険ブロック塀

コンクリートブロック塀または石塀で、次の①②を満たすもの。

①道路に面して設置されているもの

②通行人の安全を脅かす恐れのあるもの

・補助対象イメージ図



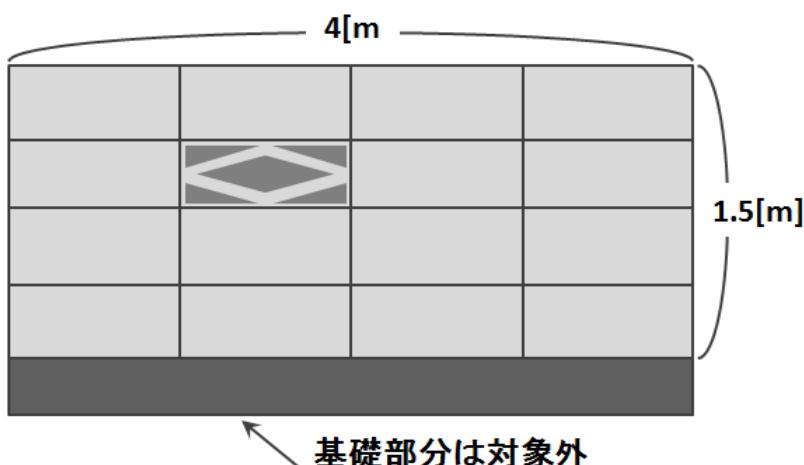
◆補助金額

除却面積に4,000円を乗じた額、もしくは実際の除却工事費のいずれか低い方の額
※但し、限度額は100,000円

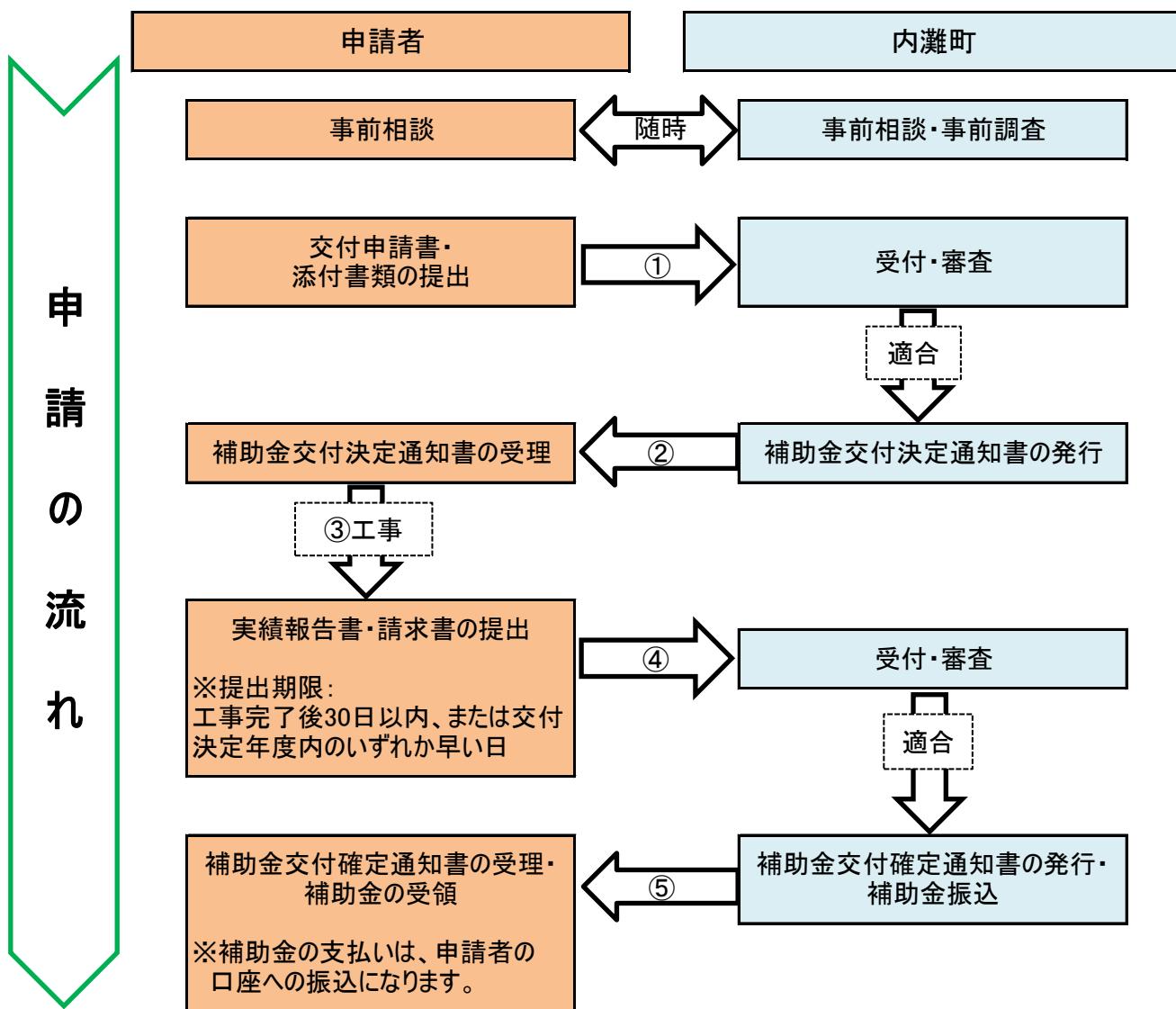
【面積計算の例】

面積は「延長×高さ」で計算します。

下記の例では $4[m] \times 1.5[m] = 6[m^2]$ となります。



内灘町危険ブロック塀の除却に関する補助金



注意事項

- ・補助金交付決定前に工事を始めた場合補助金は交付されません。
- ・同一敷地において本要綱による補助金を受けている場合補助金は交付されません。
- ・申請者に町税の滞納がある場合補助金は交付されません。
- ・申請を中止または変更する場合は、速やかにご相談ください。